

平成22年第1回教育委員会臨時会記録

平成22年3月12日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年3月12日(金)午後4時38分～午後4時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理 長者 大橋 辰雄
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司
教育部 長

庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画 佐藤 浩
教課 長

済美 教 育 小 澄 龍太郎 中央図書館長 和田 義広
セソ 夕 一 長

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第12号 教育委員会幹部職員の任命について

議案第13号 杉並区学校教育職員の任命について

議案第14号 区長の権限に属する事務の補助執行について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第12号 教育委員会幹部職員の任命について・・・・・・・・ 3

議案第13号 杉並区学校教育職員の任命について・・・・・・・・ 4

議案第14号 区長の権限に属する事務の補助執行について・・・・ 4

委員長 ただいまから、平成22年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり議案が3件となっております。

日程第1、議案第12号及び日程第2、議案第13号は、人事に関する案件となっており、また、議案第14号は、地方自治法第180条の2の規定に基づく、意思形成過程上の区長からの協議案件となっております。

すべての議案の審議につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条に基づきまして、会議を非公開としたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(声なし)

委員長 異議がありませんので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第12号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案、1枚おめくりいただきまして見ていただけますでしょうか。4月1日付の教育委員会の幹部職員の任命についてでございます。

まず、右側の上のほうからですが、教育委員会の事務局次長(統括部長)ですけれども、政策経営部の参事、吉田順之が昇任で参ります。次に、教育改革担当部長でございますが、区民生活部の参事から異動で、渡辺均が参ります。次に、教育委員会事務局参事(杉並区師範館担当)事務取扱、田中哲でございますけれども、政策経営部参事から異動で参ります。次に、庶務課長(統括課長)でございますけれども、区民生活部の地域課長から、北風進が昇任で参ります。次に、教育委員会事務局副参事(特命事項担当)で、杉並区立永福小学校第二副校長を兼務いたします武井浩司が、杉並福祉事務所、高円寺事務所担当課長から異動で参ります。次に、同じく副参事(特命事項担当)で、再任用で杉並区立高円寺中学校の第二副校長を兼務いたします清水文男が、区民生活部参事の再任用で参ります。次に、同じく副参事(特命事項担当)で再任用でございますが、区立和泉中学校の第二副校長兼務で、中島好招が引き続き担当いたします。次に、教育改革推進課の統括指導主事には、区立済美養護学校副校長から、白石高士が異動で参ります。次に、学務課長には、監査委員事務局の次長から、日暮修通が異動で参ります。次に、社会教育スポーツ課長には、都市整備部の交通対策課長から、植田敏郎が異動で参ります。裏の面でございますけれども、科学館長には、中央図書館の次長から、末木栄が異動で参ります。次に済美教育センターの所長には、保健福祉部子ども家庭担当部長の玉山雅夫が異動で参ります。次に、中央図書館の次長には、政策経営部の副参事、今は派遣でございますが、堀川直美が異動で参りま

す。次に、教育委員会事務局副参事（特命事項担当）ということで、正田智枝子が、区立の下高井戸子供園長、それと堀ノ内子供園長を兼務するというところで発令がなされる運びでございます。

いずれにいたしましても、人事異動等により新たに任命する必要があるということでございますので、議案の朗読は省略いたします。以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

（「ありません」の声）

委員長 それでは、ご質問もご意見もございませんので、議案第12号は原案のとおり可決してもよろしうございませうか。

（「はい」の声）

委員長 異議がありませんので、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第13号「杉並区学校教育職員の任命について」を上程し、審議いたします。

教育人事企画課長から説明をお願いいたします。

教育人事企画課長 議案第13号、杉並区学校教育職員の任命につきましてご説明申し上げます。1枚開いていただければと思います。

平成22年度杉並区学校教育職員につきましては、平成22年1月28日の教育委員会におきまして、26名の採用候補者選考の合格をご報告させていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号の規定に基づき、その26名の任命につきましては教育委員会による任命の必要があることから、今回、議案として提出するものでございます。任命の対象であります職員の氏名等につきましては、お手元の教育委員会審議資料をご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

（「なし」の声）

委員長 ないようですので、議案第13号を原案のとおり可決しても構ひませうか。

声なし

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第13号は原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第14号「区長の権限に属する事務の補助執行について」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

杉並区では、平成22年4月1日より、区立幼稚園2園を、区独自の幼保一体化施設である区立子供園に転換し、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育のほか、長時間にわたり保育を必要とする幼児に対する保育等の事業を行うこととしてございます。これらの事業のうち、教育課程に基づく教育を除いた事業は、区長の権限に属することになりますが、教育委員会が任命する教育職員も区長が任命する保育士等と連携、一体となって幼児を保育してまいります。このことに伴いまして、最後のページの前のところ、写しとございます。ここにありまして、平成22年3月11日付けで区長から、地方自治法第180条2の規定に基づき、区長の権限に属する事務について、平成22年4月1日から教育委員会の事務を補助する職員等をして補助執行をさせることの協議を求められました。一番最後のページでございます。これも参考としておつけしてございますが、子供園条例第2条第1項第2号でございますけれども、これは、長時間にわたり保育を必要とする幼児に対して行う長時間保育でございます。次の第3号でございますが、これは一時的に保育を必要とする幼児に対して行う一時保育、次の第4号でございますけれども、子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の地域における子育て支援に関することである、この3つですね。この事項が補助執行の対象となるものでございます。なお、第1号につきましては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく短時間保育でございます。これは教育委員会の権限として引き続き行うものでございます。

それでは、議案と本文、1枚めくったところをご覧ください。議案を朗読いたします。

「平成22年3月11日付21杉並第64424号により、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議のありました左記の事務の補助執行について同意します。 記 1 杉並区立子供園条例第2条第1項第2号から第4号までに規定された事項」

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(声なし)

委員長 それでは、ありませんので、これは、原案のとおり可決しても異議はございませんか。

声なし

委員長 それでは、議案第14号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。